

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○平委員長 次に、太田和美君。

○太田（和）委員 民主党の太田和美でございます。

本日は、廃棄物処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

今回の改正の背景に、昨年の一月に起きた食品廃棄物の不正転売事案、いわゆるダイコー事件があるかと思っております。

まずは、これまで我が国で起きた産業廃棄物の大規模な不法投棄事案を振り返ってみたいと思っております。

代表的なものに、一九九〇年の豊島不法投棄事案、そして、国内最大規模の産業廃棄物不法投棄事案と言われた一九九九年の青森・岩手県境不法投棄事案が挙げられると思っております。

豊島不法投棄事案は、悪質な廃棄物処理業者に

よる十五年間にわたった大量の産業廃棄物が放置された事案であり、ことしの三月によく約九十万八千トンの産業廃棄物と汚染土壌の撤去作業が終わりました。発覚してから二十六年余りが経過しています。そして、投棄現場の六・九ヘクタールは穴だらけになってしまい、汚染された土地の回復には時間がかかります。

また、青森・岩手県境不法投棄事案は、東京ドームの四分の三の容量に当たる有害廃棄物も含む産業廃棄物が不法投棄されたものであり、発覚から十七年たっていますけれども、撤去、処理は二〇二〇年までかかるかとされており、その費用に七億円以上の国と地方の財源が費やされています。

このように、不正投棄による社会的、経済的、そして環境的な被害は甚大であります。そのため不正が起きやすい構造を改善するために、これまでも改正は行われてきました。そして、二〇〇〇年ごろから大幅に不正事案は減少してきています。が、昨年の十二月に環境省が発表した平成二十七年の状況を見ますと、新たに百四十三件、そして総量で十六・六万トンの不法投棄が発覚しており、依然として後を絶つていない状況であります。

ダイコー事案では、法や規制の網をかくぐり、廃棄食品横流しといった前代未聞の悪質な事件が起こってしまいましたけれども、現行法でこのような不正事案を未然に防げなかったことを考えますと、規制の強化を図り、不正事案を防止すること、廃棄物の処理に対する信頼性を高めていくことが必要であるかと思っております。

しかし、他方で、パリ協定なども踏まえて、持続可能な社会を実現するためには、あらゆる産業が循環型社会を構築するという重大な社会的使命を担っており、廃棄物を排出する全ての事業者がその責任を全うするためにも、社会インフラと言える循環産業全体を育てていく必要があるかと思っております。

しかしながら、ここ最近、循環産業の市場規模を見てみますと、例えば、五年間での推移ではほぼ横ばいで、環境産業全体に比べても伸び悩んでいます。

そこで、今後の循環産業の発展のためにどのような策を講じていくのか、まず大臣にお伺いをさせていただきます。

○山本（公）国務大臣 循環型社会を構築するという重大な社会的使命を担いまして、あらゆる産業にとつての排出事業者責任を全うするための社会インフラと言える循環産業を育成していくことは重要だろうと思っております。

そのために、環境省では、廃棄物等を積極的に循環利用するための制度の整備に加え、産業廃棄物処理業における優良な事業者の育成や人材育成、循環産業の国際展開、地球温暖化への取り組みなどへの支援を行っております。

今後とも、循環産業の成長と底上げの両立のために、排出事業者、処理業者及び地方自治体等関係者と連携の上、各種事業の着実な実施、さらなる振興方策の検討等を進めまして、循環産業の発展に一層努めてまいりたいというふうに思っております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

産業の発展は雇用も生みません。資源の有効活用も進めなければならぬと思います。防止と発展のバランスは難しい問題になります。業界全体が規制にがんじがらめといった閉塞感に陥らないように対策を講じていただければというふうに思います。

次に、電子マニフェストについてお伺いをさせていただきます。

今回の改正では、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者には、紙マニフェストの交付にかえて、電子マニフェストの使用を義務づけるとしています。

紙から電子、情報社会の中でこれは必然的な流れであります。制度が開始されてから十年、いまだ普及率は二十八年度末で四七・五％とお聞きしています。すなわち、約半数の業者がまだに紙マニフェストを使用しているということであり、まず。

諸外国の状況を見ますと、韓国や台湾では既に紙マニフェストの併用が廃止されています。オーストラリアでもドイツでも、制度に違いはありますが、基本的には全て電子化されています。

我が国は、諸外国より先行して十年も前に電子マニフェストを導入していますが、気がつけば、我が国よりも後に電子マニフェストを制度化した国に追い越されてしまっており、おくれをとっているのが現状ではないかというふうに思います。

では、なぜ我が国ではなかなかこの普及に時間がかかっているのかといえ、いろいろな要因が

考えられますが、まずは利便性やコストの問題があるかと思えます。

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者と処理業者の三者が使用しないと使えません。

また、現在の電子マニフェストの導入率は、処理業者で約六割、収集運搬業者では余り進んでいないというふうにお聞きをしました。業務上移動に伴う収集運搬業者にとっては現場での利便性はとても重要になってくるのではないかと思います。そのため、タブレットやスマホ対応というのも急いでいかなければならないのかなというふうに考えます。

また、小規模の収集運搬業者にとっては利用コストも重要です。処理業者はシステム利用に年間約二千円弱、そして、収集運搬業者は年間約二万円弱というふうにお聞きしました。ほかの事業と兼業している小規模な収集運搬業者も多くいることから、この利用料が普及の足かせになっているのではないかなというふうに思います。

環境省としては、将来的にこの電子マニフェストの義務化の方向で考えているというふうにお聞きしておりますけれども、この普及がなかなか進まない原因をどのように分析し、どのぐらいの準備期間を設けて全業者に対して義務化をしていくお考えなのでしょうか。また、利便性を高めるためにも、タブレットやスマホ対応というのも急いでいく必要があるかと思えますが、その対応状況と、今後利用料金の適正化が図られるかどうかについてもお伺いをさせていただきたいと思えます。

○中井政府参考人 お答え申し上げます。

電子マニフェストの普及に向けた課題といたしまして、インターネットに接続できる環境や一定のITに関する知識が必要なこと、また、交付枚数の少ない排出事業者や、規模が小さく処理頻度の低い処理業者にとってはメリットが小さいと考えられること、そして、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者がそろって加入して初めて機能するシステムでありまして、そのどれかが対応していなければ電子マニフェストを登録することができないことなどが挙げられるところでございます。

このため、現在、排出事業者が収集運搬業者に廃棄物を受け渡す際に、スマートフォンやタブレットにより現場で電子マニフェストの登録ができる機能を開発するなど、より簡便に電子マニフェストの登録が可能となるよう、システム改修を行うことにより利便性の向上を図っております。

また、電子マニフェストの使用料金につきましては本年四月に引き下げを行ったところでございますが、経済的な負担の軽減について引き続き検討していくとともに、排出事業者や処理業者にとってよりわかりやすい講習会の開催等の普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

全事業者に対する義務化についての御質問もいただきましたが、中央環境審議会の意見具申では、引き続き、電子マニフェストの普及に関する目標を設定した上で、当該目標の実現に向けた施策の計画的な推進が必要とされたところでございます。新たな目標に向けまして、排出事業者の負担や処

理業者対応状況を踏まえまして、義務化の対象を段階的に拡大していくことを検討しております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

電子マニフェストについては機能強化も必要かというふうに考えます。ダイコー事案では、電子マニフェストを使用していて、虚偽報告がなされ、それを未然に発見できなかったわけであり、そのためにも、不正を検知できるようなシステム開発というのが必要なのではないでしょうか。そして、普及促進のためには、利便性の向上と、将来的に全業者に電子マニフェストの使用を義務づけていくのであれば、利用料金の適正化についてもぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

そして、何よりも、ダイコー事案で浮かび上がってきた課題の一つでもあります。排出事業者が処理業者に廃棄物を引き渡した後、その廃棄物がどのように処理され、または適切に処理されるかが排出事業者に見えにくいという点があるのかと思います。今回の法改正で、このダイコー事案のようなことが規制の対象にしっかりとついているのか、そして不正転売の再発防止に本気になるのか、まだまだ改善点があるかと思えます。しっかりと対策をとっていく必要があるということをお指摘させていただきたいと思えます。

さて、電子化ということで、もう一つお伺いをさせていただきたいんですけれども、私の地元で主に収集運搬を多く手がけていて、地球環境保全に取り組んでいる産業廃棄物事業者がございまして、そこは電子マニフェストを導入しているというこ

とであります。定期的に産業廃棄物を排出する事業者とはマニフェストを利用しているとのことであります。しかし、不定期または単発の場合には、排出先が電子マニフェストを導入していないケースがほとんどであり、紙マニフェストを使用しているということでありました。

この紙マニフェストは原本を五年間保存しなくてはならないという規定になっております。そのため、その原本が年間段ボール箱何十箱にもなるそうです。保存場所を確保しなければなりません。また、紙マニフェストの多くはカーボン式の複写式であるため、薄い紙でも破損しやすく、保存環境にも配慮していかなければならないということもございました。この保存方法が、紙としてではなく、PDFや画像などにより電子データで保存することができれば負担も軽減されるというふうにおっしゃっていました。

政府の規制改革ホットラインを見てみましたら、これとほとんど同じような要望がございました。しかし、この要望に対する環境省の回答は「対応不可」というふうになっていました。不正を防ぐために紙の原本保存を義務づけている理由は理解できるんですけども、情報社会の中で、環境面でペーパーレスを進めている時代の中で、いつまでも紙の原本の保存を義務づけるということとは、世の中の流れとは逆行するのではないかと思えます。

将来的に電子マニフェストを義務化していくのであれば、過去の紙マニフェストの電子化は避けられないと思えますが、どのような理由で紙マ

ニフェストの電子化は認められないのか、そしてまた、紙マニフェストの電子化を今後検討していくお考えはないのかについて、お伺いさせていただきます。ありがとうございます。

○山本（公）国務大臣 紙マニフェストの電磁的記録を認めることについては、改ざんやすりかえ等の不正行為の痕跡が残りにくいなどの課題があると認識をいたしておりますが、他の法令における電子化の取り組み等も参考にしつつ、実態をよく踏まえた上で、対応可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

一方で、電子マニフェストについては、国が指定する情報処理センターがマニフェストの登録情報を管理しております。このため、紙マニフェストのように事業者が保存する必要がない等のメリットもあることから、電子マニフェストの利用を推奨しております。

引き続き、電子マニフェストの利便性の向上や経済的負担軽減等により電子マニフェストの普及が進むよう、取り組んでまいりたいと思っております。

今般の先生の御指摘について、私も同様に考えました。ぜひ検討をしてまいりたいと思っております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。大臣から非常に前向きな御答弁をいただきました。

私も現場のマニフェストを見たことがあるんですけども、本当にくちやくちやになっていて、それも真っ黒に汚れていて、恐らくこのまま保存していたとすれば、数年後には見えなくなっ

まっているのではないかなというふうに思いま
した。逆に電子化した方がきちんと保存できる可能
性は高いと思いますし、技術的に今可能と思われ
ますので、趣向を凝らして何らかの策を講じてい
ただきたいというふうに思っております。

次に、廃棄物に関連いたしましたして、食品ロスに
ついてお伺いをさせていただきますと思います。

先日の一般質疑で、SDGsについて質問させ
ていただきました。そして、大臣からも取り組み
に前向きな御答弁もいただきました。そのSDG
sの十七ゴールの中に、つくる責任、使う責任と
いう目標があります。これは具体的には、世界全
体の一人当たりの食料を半減させ、食品ロスを減
らすという目標です。

世界では、生産されている食料の三分の一に当
たる約十三億トンが廃棄されていると言われてい
ます。そして日本では、世界の約5%弱に当たる
六百二十一万トンが破棄、すなわち食品ロスにな
っているというふうにお聞きしています。六百二
十一万トンがどれくらいかと申し上げますと、例
えば、今世界では九人に一人の子供が栄養不足で
苦しんでおり、その子供たちへの全世界からの食
糧援助量が約三百二十万トンです。よって、日本
の食品ロスは、その全世界の食糧援助量の約二倍
に当たるというふうに思います。

とはいえ、食品ロス削減の取り組みは、国や産
業界のみならず、地域、消費者一人一人の取り組
みが少しずつ進んできています。SDGsのゴー
ルを達成するにはまだまだ努力が必要であります
が、食品ロスの量は実際には年々減少傾向にあり、

また食品ロスに関する国民の意識も向上してきて
います。最新の調査では、約八割弱の消費者が食
品ロスについて認知しているという結果も出てい
ます。

食品ロスの多くは家庭ごみから出ます。よって、
削減にはまずは状況を把握することが大切である
として、昨年の廃棄物処理基本方針において、家
庭からの食品ロスを調査している市町村の数を平
成三十年度に二百市町村にするという目標が定め
られました。しかし、現状はまだ四十九市町村に
とどまっているというふうにお聞きしています。

リサイクルについて先行しているEUでは、家
庭系廃棄物の各品目について、二〇二〇年までに
リサイクル率五〇%以上にするということを自治
体に義務づけています。また、ドイツ単独では六
五%以上というふうにお聞きしています。

我が国でも食品ロスの削減目標を設定すること
が重要ではないかと思えますけれども、大臣の御
見解をお伺いさせていただきます。

○山本（公）国務大臣 家庭からの食品ロスを調
査している市町村数については、今先生、四十九
という御指摘ございましたが、当方では平成二十
八年度時点で六十三市町村となっております。平
成二十九年度からは、食品ロス削減、食品リサイ
クル促進を重点予算として位置づけ、新たに市町
村による食品ロスの調査の支援を盛り込んだとこ
ろでございます。地方公共団体と連携して本目
標の達成に取り組んでまいりたいと思っております。

しかしながら、平成三十年、二百という数字に

比しまして、四十九にしろ六十三にしろ、大変低
い数字でございます。ただ、少しずつふえてい
るといふことだけは間違いないだろうと思つて
おりますので、今後とも、この問題については全
力で取り組んでまいりたいと思っております。

その後押しになりますのが、昨年五月の参議
院の決算委員会、安倍総理みずからがこの問題
について、目標の設定について検討してまいりた
いという答弁も行っておりますので、私どもも積
極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

この食品ロスに関する自治体の取り組みについ
て、私、先日、地元の小学校を視察させていただ
きました。その小学校では、食品のロスを地元の
収集処理業者の協力により、収集した後、肥料化
し、千葉大学の指導のもとで、その肥料を用いて
子供たちが花を育てて花壇をつくっていました。

この取り組みはドリームフラワープロジェクト
というもので、市内の二十三校の小学校で平成十
九年から実施をしています。市、リサイクル業者、
千葉大学と産民官の連携で成り立っています。こ
のように、子供たちが学校現場において身近な環
境問題を学んでいくことは非常に大切なことであ
ろうかと思えます。

このドリームフラワープロジェクトは市独自の
予算で行っているものであります。環境省でも、
学校給食の食品ロスに関する事業を展開している
というふうにお聞きしました。しかし、環境省が
行っている事業は、予算的なこともあり、規模は
限定的なようです。今後、全国の学校で取り組め

るよう、ぜひとも事業を拡大していただきたいと思えます。

大臣からは、ぜひとも前向きな御答弁をいただきたいと思えますけれども、大臣、いかがでしょうか。このような取り組みの拡大について、御見解と御決意をお伺いさせていただきたいと思えます。

○山本（公） 国務大臣 学校給食用調理施設は、継続的な食品廃棄物の発生源の一つでもございまして、食品ロス削減に取り組みとともに、調理くずや食べ残しなどを分別し、再生利用を進めていくことは重要であろうと思っております。また、こうした取り組みは、食育、環境教育の推進にも資するものと考えております。

このため、環境省では、平成二十七年度より、学校給食における食品ロス削減等のモデル事業を開始しております。これまでに全国五自治体の小学校や中学校で、地域の特色を生かした食べ切りや再生利用等に関して、授業や体験活動等が実施されまして、食べ残しの減少等の成果があらわれております。

本年二月の事業報告会では、全国から二百名近くの教育関係者が出席するなどの高い関心が寄せられており、今後とも自治体と連携して、モデルとなる好事例の普及に努めていく所存でございます。

なお、先生御指摘のようないわゆる食品ロスの世界を実現するために、食品のリサイクルという考え方、もうかれこれ十年ほど前からいろいろなところで始まっておりまして、身近で私が視察に

行きましたのは、そののでつかいホテル、ニューオータニなどですけれども、あの地下に行かれますと、ニューオータニで発生した食品の残りが全部あそこに集まってまいりまして、あそこで肥料化しまして、それを千葉に持っていきまして、自社農園で野菜をつくりまして、そしてまたニューオータニに持つてくるというような活動も既に十数年前からあそこは始めております。

そういう等々の事例がございまして、学校現場でもぜひそういうことを紹介しながら、学校教育の一環としてやっていければというふうに思っております。

○太田（和） 委員 ありがとうございます。

子供たちが環境教育を受けることの意義は大変大きいかと思えます。また、その教育を受けた子供たちから家庭への影響の効果も期待できると思えますので、事業を拡大していただけるよう積極的な取り組みをお願いしたいと思えます。

次に、廃棄物政策全般についてお伺いをさせていただきます。

最初の質問で循環産業の発展について質問させていただきましたが、循環産業の発展をさせるためには、施策以外に考えていかなければならない根本的な課題があるのではないかと思えます。それは、廃棄物とは何かという捉え方です。

先日の委員会でも、大臣はこのように御答弁なさいました。廃棄物というのは廃棄物全体の三％だという持論を持っておりまして、九七％は資源であるという感覚を持っており、スリーRの物の考え方からいきますと、その九七％をスリーRの舞台

にのせて再生していくということも廃棄物行政にとっては大きな観点ではなかるうかというふうに自分自身は思っております。私も、大臣と同じように考えております。

そもそも、リサイクル可能なものは廃棄物という区分から除外すべきではないかというふうに考えています。このリサイクル可能なものは廃棄物から除外すべきという議論については十五年ほど前に審議会レベルでも行われており、結果的に先送りされたというふうに聞いていますが、循環型社会形成促進にはこの議論を真剣に進めていく必要があるのではないかなと思っております。

また、廃棄物処理法のたてつけについても同様です。我が国では、事業者から出る廃棄物を、大きくは、産業廃棄物と、それ以外を一般廃棄物と区分してはいますが、循環産業が発達しているEUでは、廃棄物をまずは有害か無害かに区分し、それぞれを処分廃棄物と利用廃棄物に分けています。このように、再利用できるものは再利用する、再利用できない、いわゆる真の意味での廃棄物は処分するといった合理的な区分を行っています。このようにして循環型社会の形成を着実に進め、それを取り巻くビジネスも発展しています。

社会システムが異なりますので、一概に比較することは難しいことは承知していますが、しかし、我が国の制度の中においても、再利用できる廃棄物は何で、どれくらいかとかわりやすくすることは必要ではないかなというふうに思います。例えば、廃掃法の中においてもリユース、リサイクルの規定を明記すべきではないかと考えますが、こ

の廃掃法においてもリユース、リサイクルという規定を明記することについての御所見をお持ちなのか、大臣にお伺いさせていただきますと思います。

○山本（公）国務大臣 御指摘のリユース、リサイクルについては、循環型社会の構築の基本となる重要な考え方であると認識をいたしておりまして、廃棄物処理法の上位法である循環型社会形成推進基本法において、リユース、リサイクル、熱回収の順番に循環的な利用を進めることが規定をされております。

このような基本法の考え方に基きまして、廃棄物処理法においても、同法に基づく基本方針において、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うことを基本とするものと明らかにされております。

また、廃棄物処理法においては、都道府県に対し、この基本方針に即して廃棄物処理計画を定め、達成に努めることを求めており、これにより、循環的な利用を進める枠組みが構築されております。環境省としては、こうした枠組みに基づき循環的な利用が行われるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

なお、私の所感を申し上げますと、このいわゆる循環型社会形成推進基本法をつくりましたときに、スリ―Rを円滑に実施していくためには、やはり、業の部分がうまく活動をしなないとリサイクルとなる部分がうまく活動をしないとリサイクル

は実現しないということをご時からずつと思っております。業として成り立つためには何が必要か。ときおりやはり潤滑油を注入するしかないんだらうといまだに思っております。それも検討してまいりたい、それがやはりスリ―Rが本当の意味で前進していくもとだと私は思っておりますので、これからも頑張っていきたいと思っております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

管理が難しく、適切な処理を要する廃棄物を資源として通常の経済活動の中に扱うためには、慎重かつ綿密な制度設計をしていかなければならないと思えますが、世界で資源が今減りつつあります。大臣もこの危機感を共有していただけていると思っておりますので、よって、我が国も真剣に廃棄物の資源化について検討を進め、政策を実行していかなければならないということをお願いさせていただきます。

少し時間がありますので、最後の質問にさせていただきます。

循環産業の促進を図っていかねばならないという観点から、もう一つお伺いしたいと思えますが、廃掃法の特例であります再生利用指定制度についてであります。

再生利用指定制度とは、都道府県の政令市などが確実にリサイクルできる産廃品目を指定し、それを扱う業者に特例を設けるものでございます。この再生利用を一層推進し、広域的な流通を実現するために、再生利用指定制度を見直して積極的に活用するべきではないかと思えますけれども、

政府参考人の方にお伺いをさせていただきますと思います。

○中井政府参考人 お答えいたします。

再生利用指定制度の活用というのは非常に重要なテーマ、課題であると認識しております。特に、廃ペットボトルでありますとか建設汚泥、再生砕石等、こういうものについての課題という中でも、この再生利用指定制度の活用が重要であろうと考えております。

特に廃ペットボトルにつきましては、二十八年一月八日付で、店頭回収されました廃ペットボトル等の再生利用の促進についての通知を発出したところでございまして、既に複数自治体が再生利用指定制度の活用に着手してございます。

廃ペットボトルにつきまして、この再生利用指定制度を活用する自治体が増加すれば、広域的な流通が実現できるということでございます。引き続き、同通知について、会議等を通じまして、都道府県担当者などに周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

また、建設汚泥やコンクリート塊につきましても、非常に重要な課題でございまして、中央環境審議会において議論されているところでございます。ことし二年の環境大臣への意見具申の中におきましては、関係者により、建設汚泥等の有用活用や広域利用に係る検討を踏まえて、モデル事業の実施等の必要な措置を講ずべきであるというふうにございます。

こういうようなモデル事業の結果も踏まえまして、また検討をしてみたいと考えております。

○太田（和）委員 時間が参りましたので、終わりたいと思います。
ありがとうございました。